

## 行政不服審査法改正の概要

## 1 法改正の経緯

行政不服審査法は、昭和 37 年の制定以来、50 年以上実質的な法改正がなされていなかったが、平成 5 年の行政手続法の制定（聴聞手続など事前手続の整備）や、平成 16 年の行政事件訴訟法の改正（出訴期間延長，義務付け訴訟の法定など司法救済手続の充実）など関係法制度の整備・拡充を踏まえ，時代に即した見直しを実施するため，平成 26 年 6 月に，関連 2 法とともに公布された。

## 2 主な見直しの内容

改正法では，①公正性の向上，②使いやすさの向上，の観点から，次のような見直しがなされている。

| 見直しの観点     |             | 現行 行政不服審査法<br>(昭和 37 年法律第 160 号)                  | 改正 行政不服審査法<br>(平成 26 年法律第 68 号)                                            |
|------------|-------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ① 公正性の向上   | 審理を行う者      | ・規定なし（処分関係者が審理を行うことがありうる）                         | ・審理において，職員のうち処分に関与しない者（審理員）が，両者の主張を公正に審理（審査庁が審議会等である場合など，審理員が指名されない場合もあり。） |
|            | 第三者による点検    | —                                                 | ・裁決について，原則として，有識者から成る第三者機関（行政不服審査会等）が点検                                    |
|            | 審査請求人の権利    | ・関係書類は閲覧が可能                                       | ・関係書類は，閲覧に加え謄写が可能<br>・口頭意見陳述での処分庁への質問が可能                                   |
| ② 使いやすさの向上 | 不服申立て可能な期間  | ・60 日                                             | ・3 か月                                                                      |
|            | 不服申立ての種類の種類 | 原則<br>・上級行政庁がある<br>→審査請求<br>・上級行政庁がない<br>→異議申立て   | ・大臣，首長等への審査請求に一元化                                                          |
|            |             | 例外<br>・異議申立て（審査請求に前置）<br>・再審査請求（審査請求後）            |                                                                            |
|            | 迅速審理の工夫     | —                                                 | ・標準処理期間の設定<br>・争点・証拠を事前に整理                                                 |
|            | 不服申立て前置     | ・不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない旨（不服申立て前置）を定める個別法が 96 | ・98 のうち 68 法律で廃止・縮小（※関連法により整理）                                             |

### 3 審査請求の手続の流れ

